

中国新法規速報（2021年5月号）

外商投資企業の生産経営に一定の影響を及ぼし得る規定について、2021年4月に新たに発布された規定は下記のとおりです。ご参照下さい。

規定名用	不動産抵当権登記業務を適切に行うことに関する自然資源部の通知
発布機関	自然資源部
発布日	2021年4月6日
内容説明	<p>当該通知の主たる注目点は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 不動産抵当登記を行ってはならない状況が明らかになった。学校、幼稚園、医療機関、養老機関等の公益目的のため設立された非営利法人の教育施設、医療衛生施設、養老施設その他の公益施設並びに法律及び行政法規の規定により抵当権を設定してはならないその他の不動産については、不動産の抵当権設定登記を行ってはならない。 2. 抵当権による担保範囲の記載範囲が明らかになった。通知は、不動産登記簿の記載要件を追加し、「担保範囲」を記載範囲に組み入れ、抵当権者の保護を更に最適化している。 3. 不動産登記簿が整備された。「抵当権設定登記情報」のページと「予告登記情報」のページに「担保範囲」と「抵当権を設定した不動産の譲渡を禁止し又は制限する取決めの有無」の欄が追加された。「抵当権設定登記情報」のページにおける「最高債権金額」を「最高債権額」に改め、かつ単独で1つの欄とし、根抵当による担保範囲に対応する最高債権金額等を記入することとしている。 <p>当該通知は、抵当権設定登記の実務における具体的な問題の解決並びに《民法典》及び《民法典担保制度の解釈》の実施に対して、重要な実践的意義をもつものである。</p>

規定名用	中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法
発布機関	税関総署
発布日	2021年4月12日
内容説明	<p>《弁法》は2022年1月1日から施行される。中国の輸出入食品の安全監督管理における一般的な要求、食品輸入と食品輸出の管理並びに相応の監督管理措置及び法的責任について規定をしている。</p> <p>食品輸入の方面において、《弁法》には次のとおり記載されている。輸入食品は、中国の法律法規及び食品安全に係る国家標準に適合しなければならない。新たな食品原料を利用して生産する食品については、《食品安全法》の関連規定により、国務院衛生行政</p>

	<p>部門の新たな食品原料衛生行政許可を取得しなければならない。また、税関は、輸出入商品検査に関連する規定により、輸入食品について合格評定を実施する。税関の合格評定を経て不合格となったものについては、税関が不合格証明を発行する。安全、健康又は環境保護の項目にかかわる不合格については、税関が書面により食品輸入業者に通知し、廃棄又は返送を命じる。その他の項目の不合格については、技術処理を経て合格評定の要求に適合した場合に限り輸入を認める。</p> <p>食品輸出の方面において、《弁法》は次のとおり要求している。税関は、法により輸出食品に対して監督管理を実施する。輸出食品生産企業は、その輸出食品が輸入国の標準又は契約上の要求に適合することを保証しなければならない。輸入国に標準が暫時なく、契約にも要求がなく、かつ、中国が締結又は参加する国際条約又は協定に関連する要求がない場合には、輸出食品生産企業は、その輸出食品が中国の食品安全に係る国家標準に適合することを保証しなければならない。</p>
--	---

規定名用	中華人民共和国輸入食品国外生産企業登録管理規定
発布機関	税関総署
発布日	2021 年 4 月 12 日
内容説明	<p>2012 年に発布された《輸入食品国外生産企業登録管理規定》と比べ、当該規定における主たる変更点は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、輸入食品国外生産企業の登録適用範囲の拡大：登録適用範囲を従来の要求（乳製品、水産物、肉類、ツバメの巣及び一部製品）と比べると、新たな規定では、登録を要する食品の類別が拡大され、従来は 5 種類であったところが、すべての輸入食品国外生産企業とも登録が必要であると拡大されている。 2、2 つの登録形式の提示：所在国主管当局が登録を推奨するものと、企業が登録を申請するものである。「所在国主管当局が登録を推奨するもの」に組み入れられているものの多くは、リスク等級が比較的高い 18 種の食品類別である。その他のいくつかの一般的な食品の類別、例えば、飲料、キャンディ、チョコレート等については、企業が自ら又は代理人に委託して税関総署に登録申請を提出すればよい。 3、評価審査及び登録管理の要求の調整：新たに書面検査、ビデオ検査、現地検査等の形式が追加され、税関総署が自ら又は関係機関の評価審査チームに委託して評価審査を行わせる。 4、ラベル標識の要求の改定：現行の「食品の外包装にありのままに登録番号を表記する」から、「既に登録を取得した企業が中国国内に商品を輸出する場合には、食品の内包装・外包装に中国における登録番号又は所在国主管当局の承認する登録番号を表記しなければならない」と改められた。企業は、登録番号を内包装と外包装に同時に

表記する必要があることについて、特に注意をしなければならない。

規定名用	天津、上海、海南及び重慶におけるサービス業拡大開放総合試行の展開に同意することに関する国务院の回答
発布機関	国务院
発布日	2021 年 4 月 9 日
内容説明	<p>当該回答に基づき、天津市、上海市、海南省及び重慶市においてサービス業拡大開放総合試行が展開され、試行期間は 2021 年 4 月 9 日から 3 年となる。2021 年 4 月 21 日、商務部は各省・市を対象とした《サービス業拡大開放総合試点全体方案》を発布した。ここでは上海市を例として、次のとおり方案の内容の概要をまとめた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. サービス業重点業種分野における改革深化・拡大開放の推進：執業資格試験の国外専門家に対する制限を緩和する。国の主権及び安全にかかわるものを除き、上海市で適法に就業する国外の人物が、規定に従い我が国の関連専門技術類職業資格試験（法律職業資格試験を含まない）に参加することを許可する。国の承認を経た国外職業資格を有する建築設計、規画等の分野における国外専門家が、上海市の関連業種主管部門への届出を経た後に規定に従い上海市内の企業のため専門サービスを提供することを許可する。当該国外専門家の国外における就業経歴は、これを国内の就業経歴等とみなすことができる。 2. 重点プラットフォーム及び重点園區におけるサービス業の拡大開放のモデル発展の推進：虹橋商務区における虹橋国際開放枢軸機能の建設を加速し、インターナショナルなセントラルビジネスエリアと国際貿易センターの新たなプラットフォーム構築に力を入れる。浦東ソフトウェア園における国のデジタルサービス輸出拠点機能を強化し、その集積回路、デジタル文化、人工知能、情報セキュリティ等の主導産業の発展を奨励し、3D プリンティング、ビッグデータ等の新興分野を積極的に配置し、世界的な影響力を持つデジタルサービス企業の結集を加速させる。 3. サービス業の開放発展の体制メカニズムの最適化：中国資本の大型定期船輸送経営者がクルーズ船海上観光運送業務を展開すること、並びに上海に登録する経営者が国際客船及び液体バルク危険物船舶輸送関連業務に従事する許可を、上海市交通運輸主管部門に委譲する。

規定名用	《上海金融法院の案件管轄に関する規定》の改正に関する最高人民法院の決定
発布機関	最高人民法院
発布日	2021 年 4 月 22 日

内容説明	<p>今回の改正では新たに 5 条が追加され、4 条が改正されている。主たる内容は次のとおりである。一、金融業種の発展状況に基づき、若干の新型金融民事案件の類型に対する管轄が追加された。二、新たに追加された上海金融法院は、国外の会社が国内の投資家の適法な権益を損なった案件を管轄する権利を有する。三、上海証券取引所の科創板に上場する会社の証券に係る紛争について、上海金融法院が区域を跨いだ集中管轄を実行することが明らかにされた。四、上海証券取引所を被告又は第三者とする証券取引所の監督管理職能に関連する第一審金融民事及び金融関連行政案件について、上海金融法院が集中管轄することが定められた。五、上海金融法院の再審事件と執行事件の管轄範囲が明らかにされた。</p>
------	---

規定名用	デュアルユース品目の輸出経営者が輸出規制に係る内部コンプライアンスメカニズムを確立することに関する商務部の指導意見
発布機関	商務部
発布日	2021 年 4 月 28 日
内容説明	<p>2020 年 12 月 1 日発効の《中華人民共和國輸出規制法》の要求に基づき、商務部はこの《指導意見》を発布した。その目的は、輸出経営者の内部コンプライアンス制度確立に原則的なガイドラインを提供し、企業が輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を確立・健全化するよう誘導することである。《指導意見》の主たる内容は次のとおりである。</p> <p>1、「三大原則」と「九つの要素」が明らかにされている。《指導意見》は、輸出規制に係る内部コンプライアンスメカニズムの確立にあたって 3 つの基本原則、すなわち適法性、独立性、実効性の原則を明らかにしている。これと同時に、優れた輸出規制に係る内部コンプライアンス制度は 9 つの要素（ポリシー声明の立案、組織機構の確立、全面的なリスク評価、審査手順の確立、応急措置の策定、教育研修の展開、コンプライアンス監査の完備、資料ファイルの保管、管理マニュアルの作成）を具体化すべきであることも明らかにされている。上記の基本原則とコンプライアンス要素を中心に、輸出経営者が輸出規制に係る内部コンプライアンス制度を確立するための一般的なガイドラインが提供されている。</p> <p>2、輸出規制に係るコンプライアンスのインセンティブ措置が明らかにされている。輸出経営者が積極的にコンプライアンスメカニズムを確立するのを奨励し、誘導するため、商務部の産業安全及び輸出入規制局は、公告において、企業のコンプライアンスメカニズムの建設と運営状況に基づき、相応の許可上の便宜を与えることを明らかにしている。これと同時に、違法行為の危害結果を自発的に除去し又は軽減する等の状況のある輸出経営者に対しては、軽きに従った処罰又は処罰の軽減も行われる。</p>

以上

免責文言：本ニュースレターは情報提供目的で作成されており、何ら法的助言を構成するものではありません。また、本ニュースレターは発行日（作成日）時点の情報に基づいており、その時点より後の情報は反映されていないことにご留意ください。

文責：水野海峰、巖海忠、仇海珍